

---

## 第6章 計画の推進にあたって

---

### 1. 行政機関の連携

この計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・学習、就労・雇用、交通・住宅・環境等のさまざまな施策分野にわたります。このため、次世代育成支援に関わる庁内組織の充実・強化を図るとともに、関係部局間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

また、本市が単独で実施できる取り組み以外に、制度や法律に基づく事業や広域的な対応を必要とする取り組みなどについては、国・府・近隣市町との連携・協力を深めながら、幅広い対応に努めていきます。

### 2. 市民や地域との連携

この計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、家庭をはじめ、「子育て」「子育て」に関わって主体的な取り組みを行う市民団体・グループ、地域社会、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、企業・事業者など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。このため、これらの個人・団体等と相互に連携を図り、計画の着実な推進に向けて取り組みます。

また、市民や各種関係機関・団体との連携を図るために広報やホームページ等により、計画についての周知・徹底を行い、理解と協力を求める働きかけを行います。

### 3. 計画の進行管理

この計画に基づく施策を計画的かつ実効性を持って推進するため、計画に基づく各施策・事業の実施状況について年度ごとに整理し、進捗状況などの情報をホームページ等の多様な媒体を活用して公開します。

また、この計画は、必要に応じて「藤井寺市保健福祉計画推進協議会」で計画の変更や見直しを行います。計画の変更や見直しに際しては、広く市民の意見を求めます。